



# 十日町市日本遺産活用事業費補助金

市内の文化観光推進事業者に対して、十日町市の日本遺産ストーリー「究極の雪国とおかまち 一真説！豪雪地ものがたり」を活用した新商品開発等に必要経費の一部を補助します。

詳細については、補助金交付要領でご確認の上、申請をお願いします。

補助対象者	市内に本社、主たる事業所等を有する文化観光推進事業者等		
補助内容	事業種目	補助率	補助上限額
	新商品開発枠	1/2 ※スノウリッチ*スポットが申請する場合は2/3	20万円 ※冬季の誘客及び消費につながる商品の場合は30万円
	販促物等作成枠		5万円
	キャンペーン企画等実施枠		5者以上 10万円 10者以上 20万円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象者は、各事業種目に1回ずつ申請することができます。</li> <li>・事業の成果物には、原則十日町市の日本遺産認定ストーリーを象徴するロゴマークを使用してください。</li> </ul>			
補助金の申請方法	<p>下記の書類を十日町市文化観光課へ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付申請書(様式第1号)</li> <li>・事業実施計画書(別紙1-①、1-②、1-③のいずれか)</li> <li>・補助対象事業の経費を疎明する見積書(写し)</li> <li>・最新の納税証明書(様式50-2) ※キャンペーン企画等実施枠の場合は参加事業者全員の納税証明書が必要です</li> <li>・スノウリッチ*スマートガイド認定証 ※令和6年度実施の養成講座参加者の場合は申し込み状況が分かるもの</li> </ul>		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請額が予算に達した場合、新規申請受付を終了する場合があります。</li> <li>・新商品開発は商品の完成と販売開始(予定含む)が条件になります。</li> <li>・他の公的な補助金の交付を受けている場合は、それぞれの補助金の対象経費が区別できていることを条件に、その金額を除いた額を当該補助金の対象とすることができます。ただし、他の補助金では、複数の補助金の併用を認めていない場合がありますのでご注意ください。</li> <li>・補助対象経費に消費税を含むことはできません。</li> </ul>		
申請書提出先	十日町市文化観光課文化観光推進係		

## ◇スノウリッチ\*スポットとは◇

十日町市の日本遺産ストーリーを通じて、当市の雪国文化を伝える、十日町市文化観光推進協議会が養成・認定する「スノウリッチ\*スマートガイド」が活動する施設。

令和6年度に実施予定のスノウリッチ\*スマートガイド養成講座に申し込むことで、補助金の補助率を上乗せして申請することが可能です。

※実績報告時に認定を受けていることが補助率の上乗せの条件になります。



補助金の要領・申請様式は、十日町市ホームページからダウンロードできます。

お問い合わせ

十日町市 文化観光課 文化観光推進係(担当:西山)  
〒948-0079 新潟県十日町市旭町251番地17(十日町市総合観光案内所内)  
☎025-755-5133(直通)